



曾根崎交通安全協会
 曾根崎自家用自動車部会
 〒530-0027
 大阪市北区堂山町1-5
 三共梅田ビル6階611号室
 TEL (06) 6315 - 8505
 FAX (06) 6315 - 8506
 制作・印刷 (株)タップハウス

秋の全国交通安全運動

令和元年

実施期間 令和元年9月21日(土)から9月30日(月)までの間

(全国重点)

- 子供と高齢者の安全な通行の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・
自転車乗車中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



(大阪重点)

- 二輪車の交通事故防止
 渋滞車両のすり抜けや無理な追い越しは危険です。
 交差点では対向の右折車に注意しましょう。

スローガン

○ 小さな手 上げたら大きな 赤信号
 ～「横断歩道ハンドサイン運動」実施中!～



秋の全国交通安全運動の主な行事

行事名	日時	場所
信号守らせ隊交差点信号無視抑止キャンペーン	9月17日(火)15:00-16:00(雨天中止)	中崎1交差点
北区交通安全大会	9月20日(金)14:00-16:00	北区民センター
高齢者交通安全教室	9月24日(火)10:30-11:30	北野老人憩いの家
そねざき交通安全キャンペーン	9月24日(火)15:00-16:00	阪急百貨店9階祝祭広場
交差点事故防止キャンペーン	9月25日(水)10:00-11:00(雨天中止)	区役所前交差点
高齢歩行者事故防止キャンペーン	9月26日(木)16:00-17:00(雨天中止)	中崎1交差点
シートベルト着用促進キャンペーン	9月27日(金)16:00-17:00	阪急バスターミナル
自転車事故防止キャンペーン	9月30日(月)16:00-17:00(雨天中止)	樋之口町交差点

繰り返される飲酒運転による交通事故。

筆者も「少しくらいの酒と距離なら平気だろう」と判断して暴走事故を起こし、同僚2人を死亡させている。

不幸な現実を知った、家族・親族の気持ちを察すると、亡くなった現実を心が受け止められないのではないかと思います。

このような、耐えがたい不幸を招かないためにも飲酒運転を絶たなければならないと痛感する。

交通刑務所服役者の手記

生かされているということ

Y・O 飲食店店員(31歳)

業務上過失致死傷罪及び道路交通法違反(速度超過、酒気帯び運転)、懲役2年6月、これが私が犯した罪名と刑期でした。裁判の判決を言い渡されている間は「ああ……これで自分の人生も終わりか……」という思いで頭がいっぱいでした。

覚えていることと言えば、証拠品として見せられた、亡くなられた被害者の写真と「あなたは生きて社会に戻って来ることができる」という裁判官の言葉だけです。

事故当時、29歳だった私は、飲食店に正社員として勤務していました。当日は土曜日で、深夜1時過ぎまで働いていましたが、終業直後に、私の歓迎会を開いてくれるという話があり、断る理由もなく私はそれを受けました。

近くの居酒屋に行くということでしたが、次の日も出勤で、また全員が別々に行くのもよくないという暗黙の了解のような雰囲気もあり、私はアルバイトの2人を自分の車で送り迎えすることになりました。とはいえ帰り道に真っ直ぐに帰らず2人をドライブに連れて行ったのは、少しくらいの酒と距離なら平気だろうという甘えと、車を速く走らせればすごいと思われるだろうという歪んだ自己顕示欲だったと思います。

そして、そのまま運転を始めた私は、5分としないうちに差し掛かったカーブで車を暴走させ、単独で事故を起こしてしまいました。

事故直後、特にケガのなかった私は、状況を軽く考えていました。しかし、私の呼びかけに2人が反応することはありませんでした。助手席にいた1人はほとんど意識がなく、うめき声を出すだけでした。そして、恐ろしいことに後を振り返ると、そこにいたはずのもう1人は座席ごと消えていました。シートベルトを締めておらず窓も開いていたため、衝突のショックで外へ投げ出されてしまったのです。2人はすぐに病院へ搬送されたも

のの、後部座席にいた1人は、意識を取り戻すことはなかったそうです。

私はそのまま逮捕されました。留置場に入って数日後に、遺族の方が面会に見えられました。亡くなられた方の最後の様子が知りたいとのことでしたが、私は冷静ではいられずに、何を話したのかわかりませんでした。その後、私から一度手紙を出しましたが、示談についての進展はありません。今のところは、強制保険から約3千万円が支払われているとのことと、私の家族が私に代わり謝罪や献花、焼香などを行ってくれていることがせめてもの償いといえると思います。

そんな家族も被害者だと言えます。本来関係ない私の事件に巻き込まれ、収監されている私に代わっていろいろしてくれている家族には、言葉にできないほど感謝しています。

おそらく、私の知らないところでは、以前にない苦勞をしていると思います。そういったことも全て、私が与えた被害の一部なのだと思います。そう考えたとき、この先私が果たすべき責任は、一生かけても償えないほど大きいと言えます。けれど、だからこそ私は、これからの人生を強く、真っ直ぐに生きていかなければと思います。

事故の後、しばらくの間は、現実を見ることかできず、死にたいとさえ考えました。

しかし、刑務所で生活する中で、周りに生かされている自分を強く実感するようになりました。

そして、そんな周りの全てに対し感謝することで、以前よりも謙虚になることができたと思います。

今は、あの裁判官の言葉は嫌味などではなく、前向きな指導だったのだと理解しています。

私はもうすぐ出所する予定です。外の社会に戻ったら、ありふれた日常にこそ感動し、感謝して、より謙虚に生きていこうと決心しています。

あおり被害に遭うリスクの軽減になれば…

このアドバイスは、筆者の経験に基づくもので裏付ける資料はありません。

筆者は、昭和53年から交通事故事件捜査に携わり、交通課勤務は通算約28年の経験があります。

現在「あおり運転」と言われている行為は、昭和40年代は「通行トラブル」と表現されていました。

当時も今も、「あおり」の軽度は異なりますが、最近の「あおり」は人命を軽視した悪質で憂慮出来ないような気がいたします。

従いまして、多少なりとも「あおり」に巻き込まれない為に参考になればと思いアドバイスさせていただきます。

1 通行トラブルと「あおり」の発生要因

昭和40年代から、すでに通行トラブル「あおり運転」はありました。

トラブルの要因は、昔も今もあまり変わりません。昭和40年代は、暴力団が黒色のクラウン・セドリック等の大型車に乗っている事が多かったため走行中「黒色の大型車」には近づかない「怖い車」と言う風潮がありました。

大型車はファミリーカーと違い、道路では敬遠し気を遣う車であったと思います。

「あおり」トラブルの要因は、

- ① 複数車線での割り込み
2車線以上の道路では、先を急ぐ者、先に行かなければ気が済まない者等は、たった1台抜く（前に行く）ために無理な割り込みをする。
- ② 複数車線での遅い車の走行車線通行
複数車線の一番右側車線を走行中の車は、速度の早い車に追いつかれた場合、進路を譲らなければならない道路交通法上の定めがあるが、進路を譲らずそのまま意に介せず走行して後続車にあおられる。（道路交通法27条（追いつかれた車両の義務））
- ③ 無用なクラクション
信号待ち中、対面信号が青に変わっても発進しなかったことから、後続の車の運転手が、クラクションを鳴らし発進を促したところ、鳴らされた事に立腹し、鳴らした車をひつこく追い回しあおり行為を行う。
- ④ 理由もなくベタ付けで走行
車間距離不保持に起因するものですが、前車が後続の車に「ベタ付け」への注意を促すためブレーキを何度も踏む行為に出たとき、ベタ付け走行車が腹を立て、しつこくベタ付け走行を続ける。
- ⑤ 交通事故寸前となった
交差点、道路外施設、駐車場等から安全確認を怠り、交通事故寸前となった時、謝罪を求めため執拗に、安全確認を怠った相手車を追跡・追尾（あおり行為）する。等、列挙した事例が、当時も現在も「あおり」行為の形態が主な要因と思います。

2 あおり行為を受けないために

永年、優良運転を続けている運転手に、過去の交通トラブル、交通事故を起こさない運転要領等を聞いてみますと、一度も「あおり」にあったことがないとの事でした。

優良運転者の経験談等も交えて「あおり」行為を受けないために、その要領を列挙しますと、

- 交通法規を遵守する
無理な運転をしない。
複数車線の場合、出来るだけ左側を法定・指定速度で走行する。
- 必要以外車線変更しない。
右や、左に車線変更を頻りに繰り返す車を見かけると、目的地までの到着に時間短縮出来るとは思わない。
むしろ、危険性を伴い、他の車両に迷惑を及ぼす可能性が高い。
- 必要な時以外クラクションを鳴らさない。
クラクションを鳴らされて、気持ちのいい方は居ないはず。
交通事故防止や法令で定められている場合以外は、クラクションを鳴らさない。
ただ、前車が信号待ち中、青色信号に変わったのを気付かず発進しなかった時は、軽くクラクションを鳴らし発進を促す行為は、日常見かける行為で「許される行為」だと思います。
クラクションの使用は、法令上使用しなければならない所や、子供が道路上で遊戯中・自転車で行進中の側方通過等、危険防止上必要な場合に限った方が良いでしょう。
（トラフィッククイズ参照）
- ライト照明が必要な場合のみ
ライトは法令で定められているトンネル内や夜間の照明のみで、前車に対してのバッシングはトラブルの種を蒔くようなものである。等で、目立たないドライブに徹すること。

3 ドライブレコーダーの搭載

常磐自動車道の「あおり」から暴行・傷害事件では、被害者が車両に搭載していたドライブレコーダーに被害状況の一部始終が録画され、迅速な警察捜査が可能となり、被疑者を同事件で全国に指名手配され逮捕されました。

この事件の発生時の様子が、テレビで繰り返し報道され、ドライブレコーダーへの関心が高まり、ドライブレコーダーを搭載するドライバーが増えました。

常磐道の事件の場合、レコーダーの映像が無ければ、犯人の犯罪事実の実証が被害者の言動のみとなり捜査は長期化し悪質ドライバーを野放し、他の新たな被害者を生み大変な結果になっていたかも知れません。

「あおり」被害の抑止と「あおり」の被害に遭った時の証拠収集のためにも、ドライブレコーダーの搭載が「あおり」被害のみならず、交通事故発生状況も録画され、当該事故の過失についても明確になり事実の割合にも活用出来ます。

4 警察への通報（110番）

車を運転中、現に「あおり」行為を受けている場合は、携帯電話（スマホ）で110番通報し警察に助けを求めます。

運転中の携帯電話の通話は道路交通法第71条第5号の5（携帯電話用装置等の使用禁止）で違反行為ですが、傷病者の救護や公共の安全維持のため、緊急やむを得ず通話する場合は、除外されます。

トラフィッククイズ Traffic Quiz

□の中へ○か×でお答え下さい。

- 問題1 交差点で信号待ちしている車が、対面信号機が「青」になっているのに発進しないので、後続車の運転手が、クラクションを鳴らして発進を促す行為は、許される範囲の警音器の使用である。
- 問題2 車を運転中、青色信号機の表示により交差点を右左折する時は、徐行して通行しなければならない。
- 問題3 横断歩道のない交差点、又はその直近で歩行者が道路を横断していても、横断歩道がないので、その通行を妨害しても歩行者妨害にはならない。
- 問題4 乗合自動車の停留場（バス停）を表示する表示柱又は表示板が設けられている位置が10メートル以内の部分には、停車も駐車も禁止されている。
- 問題5 車両等の運転者は、ぬかるみや水たまりがある道路を雨水等を飛散させながら走行中、近くを歩行中の歩行者に雨水がかかっても迷惑行為にはなるが罰則はない。

⇒ 答えと解説は、P4にあります。

自動車教習所の マンツーマン指導講習のご案内

受講者の費用負担は通常の
半額6,000円+消費税
で受講できます。

1 実施目的・概要

交通事故防止対策の一環として、大阪府下の公安委員会指定自動車教習所(学校)(以下「教習所」という)において、交通安全協会の会員を対象として、実技中心の自動車運転講習を実施するものです。

同事業は、一般社団法人大阪府自家用自動車連合協会が講習費用の半額を負担して頂ける講習です。

2 実施期間

4月1日から12月末までの受講です。
(100名に達した場合終了です。現在のところ余裕があります。)

3 実施教習所

- ①大阪香里自動車教習所
- ②大阪都島自動車学校
- ③岸和田自動車教習所
- ④八尾柏原ドライビングスクール

4 受講対象者

地区協会(交通安全協会)の会員

6 講習内容

基本講習2時限(1時間50分)をベースに、受講者に
応じたカリキュラムで実施。

教習車による実車講習をメインとし、受講者1名に指
導員1名とします。

講習結果については、教習所等により後日企業あて
通知します。

7 講習費用

12,960円(連合協会が、半額の6,480円を負担し
ます。)

支払いは教習所等の受付で6,480円(半額)を支
払って下さい。

※キャンセルした場合→「9 予約変更・キャンセル」参照

8 受講(申し込み)要領

①受講希望者が、希望する教習所等に直接連絡を入れ
希望日時を予約

②受講希望者が指定している様式の「一般ドライバー安
全運転講習申込書」(以下申込書という)を希望教習
所等にFAXすることで正式申し込みとなります。

9 予約変更・キャンセル

①予約変更及びキャンセルは、**受講日の2日前(午後6
時)まで**に受講希望者(企業等)から申し込みをした教
習所等に直接連絡して下さい。(岸和田の土日祝は
16時50分まで)

②前日、当日のキャンセルは、**キャンセル料12,960円**
が発生します。
ただし、代理の受講者がいれば、受講希望者(企業等)
より教習所等に事前連絡をすればキャンセル料は発
生しません。

③キャンセル料が発生した場合、交通安全協会から受講
希望者(企業)に支払い方法について連絡します。

④受講日は、希望された教習所等へ予約時間の15分前
までに申込書(原本)・免許証・講習費用を持参し受付
を行って下さい。

連絡先 曾根崎交通安全協会
電話 06-6315-8506
担当者 尾崎 または 吉川

無事故・無違反 チャレンジコンテスト スタート 10月1日です。

エントリー期間

令和元年8月1日(木)～
令和元年9月30日(月)

コンテスト期間

令和元年10月1日(火)～
令和2年3月31日(火)

コンテスト終了後には、参加事業所の分析結果が
送られて来ますので、自社の事故や違反の実態を把
握することが出来ます。

管理者としては、送付された分析資料で、実態に
応じた的確で、効果的な交通安全対策を講じること
が出来ます。

トラフィック クイズ Traffic Quiz 答え

- 問題1 × 道路交通法54条2項
車両等の運転者は、法令の規定により警告音を鳴らさなければ
ならない場合以外は鳴らしてはならない。
ただし危険防止のためやむを得ないときはこの限りでない。
1項(使用義務)
罰則 5万円以下の罰金又は科料
違反点 1点 反則金 6,000円(普通)
2項(警告音の乱用禁止)
罰則 2万円以下の罰金又は科料
違反点 なし 反則金 一律3,000円
- 問題2 ○ 道路交通法第34条(左折又は右折)
罰則 2万円以下の罰金又は科料
違反点 1点
反則金 4,000円(普通)
- 問題3 × 道路交通法第38条の2(横断歩道のない交差点での歩行者優先)
罰則 3月以下の懲役又は禁錮
違反点 2点
反則金 7,000円(普通)
- 問題4 ○ 道路交通法第44条第5項(停車及び駐車を禁止する場所)
罰則 10万円以下の罰金(過失同じ)
違反点 2点
反則金 12,000円(普通)
- 問題5 × 道路交通法第71条第1号(泥はね運転の禁止)
罰則 5万円以下の罰金
違反点 なし
反則金 6,000円(普通)